

人事案件に関する反対討論（要旨）

2015年6月議会 まつぎ真琴

2015/6/26

私は日本共産党県議団として、議案第75号「鹿児島県人事委員会の委員に平田浩和氏を選任することに同意を求める件、並びに、議案第76号のうち、「鹿児島県収用委員会の委員に岩重秀人氏と月野健一氏を任命することに同意を求める件について」反対し、その理由を述べ討論いたします。

行政委員会の制度は、自治体の長とは相対的に独立した執行機関として、行政上の決定を慎重かつ公正・中立に行い、かつそれを執行するために設けられたもので、その中でも人事委員会は、人事行政に関する調査研究、企画立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これについて必要な措置を講ずる機関です。

その中で、人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として設けられており、地方公務員法に基づき、職員の給与と民間の給与の比較を行い、それに基づき報告並びに勧告がなされるものであります。

平田氏は、県幹部職員として退職した後、2013年度より人事委員会委員長を務めていますが、2013年10月の人事委員会による「職員の給与等の報告」では、50歳台後半層における給与水準の上昇を抑制するための昇給・昇格制度の見直しを要請しており、その結果、翌年1月から、55歳を超える職員については勤務成績が特に良好である場合に限り昇給することとする仕組みが作られました。そして人事委員会では、これについて「適当」と意見を出しています。この昇給の改正は、ボーナスや退職手当にも影響を与えます。

長年県の幹部職員として県や知事を支えてきた人物ではなく、十分に知事からの独立性・中立性の維持が担保できる委員を選任すべきであります。

次に、収用委員会は、地方自治法及び土地収用法に基づいて各都道府県に置かれている行政委員会です。知事から独立し、みずからの判断と責任において職権を行使する機関です。

収用委員会は、法律、経済または行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる人の中から、議会の同意を得て知事が任命した7名の委員で構成されています。

収用委員会は、土地の収用または使用の裁決申請に対して、起業者と土地所有者及び関係人との間に立って、損失の補償額など中立の立場で公正に審理し、裁決という形で判断するのが主な役目です。このため、収用委員会には、審理や調査についてさまざまな権限が与えられています。

特に、県の公共事業についての土地収用が対象となった場合は、知事から独立した立場で、行政の利益優先ではなく、住民の立場に立っての対処が強く求められております。

今回任命される岩重氏、月野氏は、いずれも県の幹部職員OBであります。この間、本県

においては、7名の収用委員のうち2名が県の幹部職員OBという状況が続いています。他県の状況を見ると、県職員OBは、7名のうち1名のみであったり、全く含まない県もあります。本県でも、知事から独立した立場での委員を任命すべきであります。

以上の理由から、これらの選任および任命に同意できないことを申し述べ、討論いたします。